

共通 **商品交換申込書**

必ず次ページの《本申込書の記入にあたっての注意事項》を確認のうえ、ご記入ください。

受付番号*	<input style="width: 100%;" type="text"/>	*ポイント通知に記載の受付番号をご記入ください。
氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	連絡先	- -

ポイントの情報

商品交換の申込み期限は、令和4年1月15日(必着)です。
 以下に希望する商品を記入し、
 商品の交換申込みを行ってください。

1 利用可能ポイント数 ポイント

交換したい商品を上から順に記入します。 交換できない商品(①受付期間外・在庫切れ・年齢制限②記入間違え等により商品を特定できない③ポイント不足等)が含まれていた場合、当該商品以下に記入された商品の交換を行わないことを確認しました。

記入番号	商品コード	—	ポイント	×	数量	=		ポイント
1	<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>		<input style="width: 100%;" type="text"/>	
<small>メモ欄</small>	事業者名 事業・サービス名		商品名					
+								

2 合計利用ポイント数 ★ポイント

3 商品交換後の利用可能ポイント数(1 - 2) ★ポイント
※商品交換の申込み期限後、当該ポイントは失効します。

★複数枚使用する場合、最後の一枚に計算結果を記入してください。

- ❗ 商品はおおむね、申込みから1か月程度で発送されます。(事業者が提供時期を予め公表しているものを除く)一度にまとめて申込みを行うと同時期に届く場合がありますので、収納場所等ご確認のうえ申込みください。
- ❗ 納品依頼時に交換できない商品が含まれていた場合、再度送付されるポイント通知の内容に従い、改めて交換申込みをしてください。



(事務局使用)

商品交換申込書 記入の仕方

◆申請者本人がオンライン申請を行った場合は、事務局ホームページからログインし、インターネットから商品交換を行う必要があります。
(商品交換申込書での交換申込みはできません。)

グリーン住宅ポイント 1 / 1 ページ

共通 商品交換申込書

必ず次ページの(本申込書の記入にあたっての注意事項)を確認のうえ、ご記入ください。

2 受付番号* **M 9 8 7 6 5 4 3 2 X** *ポイント通知に記載の受付番号をご記入ください。

3 氏名 **省エネ 花子** 生年月日 明治 大正 (昭和) 平成 **58年 7月 5日**
連絡先 **03 - 1111 - ××××**

ポイントの情報

商品交換の申込み期限は、令和4年1月15日(必着)です。以下に希望する商品を記入し、商品の交換申込みを行ってください。

4 **1** 利用可能ポイント数 **40000** ポイント

交換したい商品を上から順に記入します。交換できない商品(①受付期間外・在庫切れ・年齢制限②記入間違え等により商品特定できない③ポイント不足等)が含まれていた場合、当該商品以下に記入された商品の交換を行わないことを確認しました。

5	1	商品コード E0000 - 123X	ポイント 10000 × 数量 2	
		事業者名/サービス名 (株)○○○	商品名 ○○○のグルメ	20000 ポイント
	2	商品コード E1111 - 111X	ポイント 50000 × 数量 2	
		事業者名/サービス名 □□(株)	商品名 □□詰め合わせ	100000 ポイント
	3	商品コード E2222 - 222X	ポイント 100000 × 数量 1	
		事業者名/サービス名 △△産業(株)	商品名 △△用品	100000 ポイント
	4	商品コード E1234 - 567X	ポイント 5000 × 数量 10	
		事業者名/サービス名 (株)●●●	商品名 ●●●セット	50000 ポイント
	5	商品コード E9876 - 543X	ポイント 8000 × 数量 5	
		事業者名/サービス名 ▲▲▲(株)	商品名 ▲▲▲詰め合わせ	40000 ポイント
	6	商品コード E3344 - 556X	ポイント 90000 × 数量 1	
		事業者名/サービス名 (株)■●●	商品名 ■●●セット	90000 ポイント
	7	商品コード	ポイント × 数量	
		事業者名/サービス名	商品名	
	8	商品コード	ポイント × 数量	
		事業者名/サービス名	商品名	

2 合計利用ポイント **7** **40000** ★ポイント

3 商品交換後の利用可能ポイント数 (1 - 2) **8** **0** ★ポイント

*複数枚使用する場合、最後の一枚に計算結果を記入してください。

◆商品はおおむね、申込みから1か月程度で発送されます。(事業者が提供時期を予め公表しているものを除く)一度にまとめて申込みを行うと同時期に届く場合がありますので、収納場所等ご確認のうえ申込みください。
◆納品依頼時に交換できない商品が含まれていた場合、再度送付されるポイント通知の内容に従い、改めて交換申込みをしてください。

20210601版

- 1 総ページ数と該当の申込書が何ページ目にあたるかを記入してください
- 2 受付番号を記入してください
窓口申請では受付証、郵送申請では通知物に記載されます。
- 3 申請者の情報を記入してください
事務局より連絡する場合がありますので、日中に連絡がとりやすい電話番号を記入してください。
- 4 最新のポイント通知に記載された「利用可能ポイント数」を記入してください
- 5 交換を希望する商品の
[商品コード]、[ポイント数]、[数量]、
[事業者名/事業・サービス名]
[商品名]を記入してください
- 6 ポイント×数量を計算して記入してください
- 7 申込みを行うすべての商品のポイント数を合計し、記入してください
複数枚使用する場合は、最後の一枚に計算結果を記入してください。
- 8 「1利用可能ポイント数」から「2合計利用ポイント数」を引いて残りの利用可能ポイント数を記入してください
複数枚使用する場合は、最後の一枚に計算結果を記入してください。
※残りの利用可能ポイントがある場合、新しいポイント通知が届きます。

《本申込書の記入にあたっての注意事項》 ※記入の際に必ずお読みください。

- ◆ポイントの商品交換申込みは**申請者本人のみ申込み**できます。(※ポイント発行を受けた方以外の申込みはできません。)
商品は**ポイント発行申請書に記載の「申請者の現住所」**に送付されます。
※インターネットからの商品交換申込みは配送先の指定ができます。
- ◆申込書に記名し、事務局へ提出することにより、事務局ホームページの「商品交換ガイドライン」および、次ページの「商品交換申込書同意事項」に同意したこととなります。
- ◆原則、商品コードにより商品特定します。コードに誤りがある場合、メモ欄を参考にする場合があります。
- ◆**記入番号順に商品交換させていただきます。**
- ◆納品依頼時に交換できない商品(①受付期間外・在庫切れ・年齢制限②記入間違え等により商品特定できない③ポイント不足等)が含まれていた場合、**原則、当該商品以下に記入された商品の交換は行いません。**
- ◆必ず、黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ◆申込書は、提出の前に控え(コピーやメモ等)をお手元に保管ください。

グリーン住宅ポイント 商品交換申込書同意事項

※商品の交換は事務局ホームページの「商品交換ガイドライン」に則って行います。なお、所定の「商品交換申込ハガキ」または「商品交換申込書」(以下、併せて「交換申込書」という。)を利用する場合、以下も適用されますのでご注意ください。なお、本同意事項で使用使用する語は、特段の定めがない限り、申請書同意事項に定める意味を有するものとします。

1. 商品交換申込の無効

事務局は交換申込書により申し込まれた交換希望商品が以下の①～③のいずれかに該当する場合、当該希望商品の商品交換の申込みを無効とし、利用可能なポイントに加算して再度ポイント通知を送付します。なお、下記①に関して、複数の希望商品が存在する場合に商品コードに誤りのある希望商品が存在するときでも、他の正しく記入された希望商品の商品交換は行います。

- ①記入した商品コードに誤りがあり、希望商品が特定できない場合
- ②事務局が受理した交換申込書を処理する時点において、交換事業者が交換申込みを終了している場合
- ③未成年の申請者が、酒類の商品交換の申込みを行っている場合

2. ポイントの不足と優先順位

記入した商品コードが指定する希望商品の商品交換に必要なポイント数やポイントの計算に誤りがある場合であっても、当該希望商品の交換に必要なポイントに不足がないときは、事務局は、事前に申請者等に連絡することなく正しいポイント数に訂正の上、商品交換を行います。

また、商品交換に必要なポイントが不足する場合、事務局は、利用可能なポイントの範囲内で記入番号の順に従い商品の交換を行います。

3. 商品の変更・取り消し

申請者は、申込みを行った当該希望商品の変更、商品交換の申込みの取り消しおよび受取の拒否を行うことはできません。

天候等の止むを得ない理由により納品完了報告の期限までに申請者に納品し、納品完了報告を行うことができないことが明らかになった場合、交換商品事業者は申請者に対して交換商品の納品予定日の変更、代替商品への変更等の協議を申し出ることがあります。申請者は、交換商品事業者からの協議に応じなければなりません。

4. 住所変更

申請者は、引っ越し等により申請書類に記載した住所の変更があった場合、速やかに事務局に連絡を行い、その指示に従わなければなりません。交換商品事業者の責めに帰さない事由(申請者の不在、事務局に

対する事前の通知なしの住所変更、申請者に対して発行されたポイントの取り消し、前項の協議が整わなかった場合等。)により、令和4年2月15日までに納品できない場合または期限にかかわらず納品できないことが明らかになった場合、交換商品事業者の申し出に基づき、事務局は、商品交換の申込みを無効とすることがあります。

5. 商品交換の期限

商品交換は、令和4年1月15日(以下、「商品交換の申込み期限」という。ただし、大型配送商品や工事を伴う商品については、令和3年12月15日)までにポイント交換機能の利用、または交換申込書を事務局に郵送することにより、商品交換の申込みを行ってください。なお、交換申込書による商品交換は、商品交換の申込み期限までに事務局の定める私書箱に郵送(必着)しなければなりません。なお、期限を過ぎて利用されていないポイントおよび当該ポイントに付随して生じる一切の権利は本制度の終了をもってすべて失効します。

6. 免責

交換申込書の紛失、郵送等の遅延、または申込みの不備等によって商品交換が行われない等の事故について、事務局等はその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる申請者およびその他の者の損害等に対していかなる義務も負いません。

7. 本同意事項の変更

事務局が本同意事項を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業に係るウェブサイトおよびその他の告知物等により、本同意事項の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を周知するものとします。ただし、上記に関わらず、当該変更が申請者一般の利益に適合するとき、または緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。

変更後の本同意事項については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

商品交換申込書の提出方法

審査が完了し、ポイント発行後(ポイント通知が届いてから)に申込みを行ってください。(ポイント発行申請を提出後、ポイントが発行されるまでは交換申込みはできません。)



申込書を郵送にて送付してください。

※商品交換は窓口では受け付けておりません。

郵送先

〒115-8691

赤羽郵便局私書箱13号

グリーン住宅ポイント 商品交換係

※商品交換の申込み期限は令和4年1月15日(必着)です。期限を超過して交換されずに残っているポイントはすべて無効となります。

◆申請者本人がオンライン申請を行った場合は、事務局ホームページからログインし、インターネットから商品交換を行う必要があります。(商品交換申込書での交換申込みはできません。)

グリーン住宅ポイント事務局

ナビダイヤル 0570-550-744 (通話料がかかります) | 9:00~17:00
 ※IP電話等からのお問い合わせ先 042-303-1414 (土・日・祝含む)

ホームページ

<https://greenpt.mlit.go.jp>



左記のQRコードからジャンプできます